

## 「滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く 水道の布設工事等を定める条例」の一部改正について

学校教育法および水道法施行規則の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うため、改正を行おうとするものです。

### 1 改正の背景

- ◆ 社会経済情勢の変化に即応した職業教育の推進を図るため、学校教育法の一部改正により、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学 ※1」の制度が設けられ、大学制度の中に位置づけられる。
- ◆ 変化に対応した高い専門性と倫理観を有する技術者の育成・確保のため、技術士試験の見直しが行われ、技術士法施行規則の一部改正により、技術士第2次試験の選択科目が統合される。

※1 専門職大学とは、  
4年生大学および短期大学とは異なり、実習や実験等を重視した即戦力となりうる人材の育成を目指す目的で設置される。(平成31年4月より開設予定)  
【修了年限】 4年(大学相当)、2年または3年(短期大学相当)  
※ 4年制の課程は、前期・後期に区分可能

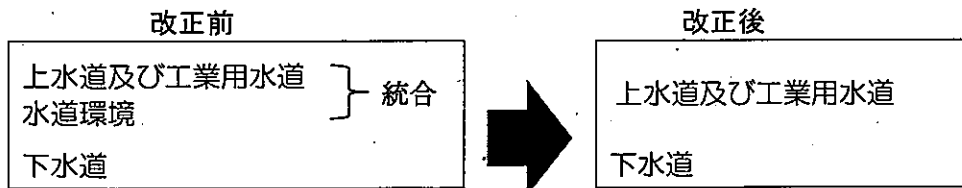
### 2 改正の内容

- (1) 学校教育法による短期大学に係る規定に同法による専門職大学の前期課程を含むこととします。(条例第3条および第4条関係)

※ 布設工事監督者および水道技術管理者の資格要件のうち、短期大学を卒業した者と専門職大学前期課程を修了した者を同等に取り扱う。

- (2) 技術士第2次試験に係る上下水道部門について、選択科目の「水道環境」が「上水道及び工業用水道」に統合されることに伴い、選択科目から「水道環境」を削ることとします。(条例第3条関係)

#### 【上下水道部門の選択科目】



- 3 施行日 平成31年4月1日

### 4 経過措置

技術士法施行規則の一部改正の施行前に行われた技術士第2次試験のうち上下水道部門の合格者で、選択科目として「水道環境」を選択したものについては、条例改正後、技術士第2次試験のうち上下水道部門の合格者で、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなします。